

長崎市登録調査員制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における各種統計調査(以下「統計調査」という。)の実施に際し、統計調査員(以下「調査員」という。)の選任等を円滑にするため、調査員の候補者をあらかじめ登録し、調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

(調査員の候補者の資格)

第2条 調査員の候補者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 統計調査に理解及び熱意を有し、責任をもって調査員の事務を遂行できる者
- (2) 年齢が20歳以上75歳未満(登録後に75歳に達した者はその年度の末日まで)である者
- (3) 税務、警察又は選挙に直接関係のない者
- (4) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 市内に居住する者又は住所から判断して統計調査に従事することが可能と認められる者
- (6) 統計調査に従事し得る時間的余裕を有し、かつ、長期間にわたって統計調査の活動に従事できる者

(登録手続)

第3条 調査員の候補者としての登録を希望する者は、長崎市登録調査員申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申込書の書面審査及び申込みをした者に対する面接により調査員の候補者として登録することが適当と認めるときは、その登録をするものとする。ただし、当該申込みをした日より前に調査員としての実績があり、面接をする必要がないと市長が認める者については、面接を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みに対する審査結果について、長崎市登録調査員登録に係る通知書(第2号様式)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第4条 市長は、調査員の候補者として登録された者(以下「登録調査員」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 調査員としての職務を怠り、又は職務義務に違反したとき。
- (2) 統計調査に従事する者として、ふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 病気、転出その他の理由により、統計調査に従事し難いと認められるとき。
- (4) 登録調査員から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) 登録後に、第2条に規定する資格要件を満たしていないこととなったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、本人に通知するものとする。

(研修の実施等)

第5条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録調査員に対し統計調査の実施に関する情報その他の資料を配布するとともに、研修会等を開催するものとする。

(統計調査員の選任)

第6条 市長は、統計調査においては、登録調査員の中から調査員を選任し、又は推薦するものとする。ただし、地域的事情その他の事由により必要と認めるときは、登録調査員以外の者を

選任することができる。

(統計調査員の同意)

第7条 市長は、前条の規定により選任し、又は推薦しようとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(庶務)

第8条 登録調査員に関する庶務は、情報政策推進部情報統計課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長崎市登録調査員申込書

(あて先)長崎市長

長崎市の統計調査員の候補者として登録を希望するので、長崎市登録調査員制度要綱第3条第1項の規定により申し込みます。

なお、長崎市登録調査員制度要綱第2条各号に規定する次の資格要件を満たすことを誓約します。

【資格要件】

- (1) 統計調査に理解及び熱意を有し、責任をもって調査員の事務を遂行できること。
- (2) 年齢が20歳以上75歳未満であること。
- (3) 税務、警察又は選挙に直接関係していないこと。
- (4) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 市内居住者であること又は統計調査に従事することが可能な地域に居住していること。
- (6) 統計調査に従事し得る時間的余裕を有し、かつ、長期間にわたって統計調査の活動に従事できること。

氏名	ふりがな	男・女	生年月日
			年 月 日
住所	〒 -		
電話番号	自宅	-	-
	携帯	-	-
	勤務先	-	-
調査時の交通手段	1. 徒歩 2. 自転車 3. 車 4. 電車・バス 5. その他()		
調査可能な地区	1. 市内全域 2. _____地区 3. _____町周辺 4. _____町のみ 5. 自宅周辺のみ 6. その他()		
統計調査の経験	1. 有 2. 無		
備考(調査に従事することが困難な時期・地区など)			

市記入欄			
受付日	通知日	登録番号	備考
・	・		

長崎市長

長崎市登録調査員として登録 { しました
しませんでした } ので

長崎市登録調査員制度要綱第3条第3項の規定により通知します。